

重要事項説明書

介護予防支援の提供にあたり、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 松波福祉会
法人所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6 4 1 4 - 1
電話番号	0 2 5 - 5 3 6 - 4 4 0 0
代表職・氏名	理事長 新部 直彦

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所	
事業所の名称	柿崎地域包括支援センター (柿崎地域包括支援センター、吉川地域包括支援センター)	
指定年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日	
指定事業者番号	1 5 0 0 3 0 0 1 0 6	
管理者氏名	廣瀬 政子	
事業所所在地	柿崎地域包括支援センター	吉川地域包括支援センター
	新潟県上越市柿崎区柿崎 5 5 4 8	新潟県上越市吉川区原之町 1 8 1 9 番地 1
電話番号	0 2 5 - 5 3 6 - 6 3 1 2	0 2 5 - 5 4 8 - 3 0 3 0
F A X 番号	0 2 5 - 5 3 6 - 4 4 0 5	0 2 5 - 5 4 8 - 3 3 7 7
事業所の運営方針	公益性・市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。 地域性・地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在として、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般市民等の意見を幅広く汲み上げ、それらを日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。 協働性・職員相互で常に情報を共有して、チームとなって業務に取り組みます。また、地域の中に積極的に入り地域福祉を支える様々な関係者と連携を図ります。	

3. 職員の勤務体制＜主な職員の配置状況＞

職 種	員 数	
	常 勤	計
主任介護支援専門員 等	1 人	1 人
保健師 等	1 人	1 人
社会福祉士 等	3 人	3 人
機能強化担当職員	1 人	1 人
介護支援専門員	1 人	1 人

4. 事業実施区域及び営業時間

(1) 通常の事業実施区域及び担当地域包括支援センター

通常の事業実施地域及び担当地域包括支援センターは下記に定めるとおりです。

通常の事業実施区域 上越市柿崎区(柿崎地域包括支援センター)
 上越市吉川区(吉川地域包括支援センター)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	(1) 土・日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く日
サービス提供時間	(2) 午前8時30分から午後5時30分まで
営業日、営業時間以外の対応	[柿崎区]・・・柿崎地域包括支援センター 「特別養護老人ホームよねやまの里」と協力し、専用の携帯電話に転送し、24時間連絡、ご相談が可能な体制を整えています。 [吉川区]・・・吉川地域包括支援センター 専用の携帯電話に転送し、24時間連絡、ご相談が可能な体制を整えています。

5. 提供するサービス内容

(1) 介護予防サービス計画の作成

利用者のご自宅を訪問し、ご希望などお話を伺いしながら心身の状態や取り巻く環境を把握した上で、ご本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、介護予防サービス、保健医療サービス、地域におけるボランティア活動など、利用者の希望を勘案した介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービスを提供する事業者(以下、「サービス事業者」と略します。)との連絡調整をします。

①利用申し込み・契約締結

利用の申し込みをいただきますと、担当職員がご自宅を訪問し、介護予防支援の内容を説明します。同意いただけましたら必要な書類を記入していただいて、契約を締結します。

②介護予防サービス計画原案を作成

計画作成担当職員がご自宅を訪問し、お話やご希望などをお聞きした上で、利用者の解決すべき課題を把握し、介護予防サービス計画原案を作成します。

③サービス担当者会議の開催(簡略化したケアマネジメントでは必要時)

介護予防サービスの実施に必要な関係者で構成されるサービス担当者会議を開催して、利用者の介護予防サービス計画原案について専門的な意見を求めます。

④介護予防サービス計画書の交付

介護予防サービス計画書について、利用者又は家族に説明し同意を得た後で、介護予防サービス計画書を交付します。

⑤介護予防サービスの提供

介護予防サービス計画に基づき適切にサービス提供されているか、また利用者の心身状態に変化がないかなど、利用者やサービス事業者に対して確認を行い、又必要に応じて利用者宅を訪問して介護予防サービス計画の実施状況の把握を行います。

⑥評価(簡略化したケアマネジメントでは必要時)

3～6ヶ月に1回計画の達成状況について評価します。

⑦給付管理

介護予防サービスの利用実績を確認し、介護報酬請求に関する書類の作成を行います。

(2) 介護予防サービス計画作成後の便宜

- 利用者及び家族、サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- 介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整やその他の便宜を提供します。

- 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者の双方の合意に基づき介護予防サービス計画を変更します。

(3) 要介護・要支援認定の申請に係る援助

利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等について必要な援助を行います。

また、要支援認定を受けている利用者が、要介護認定を受けた場合には居宅介護支援事業者と連携を図り、居宅サービス計画の作成に必要な情報を提供するなどの便宜を図ります。

(4) 介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合や、介護保険施設等へ入所（入院）を希望する場合には、要介護認定に係る申請について必要な支援や介護保険施設等への紹介その他必要な便宜を提供します。

6. 利用者に提供する介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合

●委託を行う業務内容の範囲

「5. 提供するサービス内容」の(1)の②から⑥、(2)から(4)のサービス内容を、事業者から業務委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行います。

7. 介護予防サービス計画作成を担当する職員

(1) 利用者へ介護予防サービス計画作成等を担当する職員は次のとおりです。ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

項 目	地域包括支援センター	(業務委託の場合) 居宅介護支援事業者
事業者名	柿崎地域包括支援センター	
所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎5548	
指定事業者番号	1500300106	
電話番号	025-536-6312	
担当職員の氏名 (介護支援専門員番号)	()	()

(2) 担当職員（業務委託する場合は介護支援専門員）の交代

事業者（業務委託する場合は居宅介護支援事業所）の都合により、担当職員（業務委託する場合は介護支援専門員）を交替することがあります。担当職員等が交代する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

8. 利用料金について

利用者が介護予防支援を利用した場合の利用料は次のとおりですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納などで、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。介護報酬の見直しにより、利用料金の変更があった場合は、速やかにご説明し、同意を得ます。

(基本料金)

介護予防給付・原則的なケアマネジメント (1ヶ月につき) 4,420円

簡略化したケアマネジメント (※1) (1ヶ月につき) 3,100円

※1: 介護保険サービスより緩和された基準で指定を受けた事業所が提供するサービスのみの利用となった場合

(加算)

初回加算（新規に介護予防サービス計画を作成した場合） 3,000円

委託連携加算（※2） 3,000円

市の加算（※3） 500円

※2:介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託の際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合

※3:74歳以下の新規認定者で、脳血管疾患の既往歴のある方に対し、専任職員が行政保健師、行政栄養士と連携しケアプランを作成した場合

9. サービスの終了

契約期間であっても、利用者の都合により利用契約を解約することができます。その場合には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

柿崎地域包括支援センター 電話番号 025-536-6312

（業務委託の場合）

電話番号

10. 事故発生時の対応

介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、上越市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

窓口設置場所	柿崎地域包括支援センター
担当者	管理者 廣瀬 政子
連絡先（電話番号）	025-536-6312

11. 苦情受付窓口

（1）当事業者が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業者が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業者が作成した介護予防サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	柿崎地域包括支援センター （柿崎地域包括支援センター、吉川地域包括支援センター）
電話番号	（柿崎地域包括支援センター）025-536-6312 （吉川地域包括支援センター）025-548-3030
責任者職・氏名	施設長 石田 浩二
担当者・氏名	（柿崎地域包括支援センター） 廣瀬 政子 （吉川地域包括支援センター） 保坂 敦

（2）当事業者は、苦情を適切に解決するため、苦情解決第三者委員を設置しています。

（3）上記に関する苦情や相談は、上越市高齢者支援課（電話：025-526-5111）又は新潟県国民健康保険団体連合会（電話：025-285-3022）にも申し立てることができます。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、虐待の防止のための指針整備や委員会の開催、研修実施等の必要な対策を講じます。これらを推進するため、虐待防止に関する責任者を事業所において、選任するものとします。

（1）虐待防止に関する責任者 管理者 廣瀬 政子

13. 身体拘束等の適正化

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 職場におけるハラスメント対策

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画的な見直しを行うとともに、研修や訓練の実施等の必要な措置を講じます。

16. 衛生管理等

事業者は、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備や委員会の開催、研修や訓練の実施等の必要な対策を講じます。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業者)

所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎6414-1		
事業者名	社会福祉法人 松波福祉会		
代表者職・氏名	理事長 新部 直彦		印
説明者職・氏名			印

事業者より上記内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

(利用者)

ご住所 _____

お名前 _____ 印

(利用者代理人)

ご住所 _____

お名前 _____ 印